【震災復旧・復興に関する地区説明会(向粟崎・旭ケ丘地区)】

日時:令和6年11月27日(水)19時~ 会場:向粟崎公民館

主な質疑 (概要)

〇:参加者からの意見・質問

●:町の回答※補足事項

- ○昨晩(11月26日)の地震は相当揺れ、ヘルメットを被り屋外へ出た。自宅は崖際に建っており、夕べは怖くて寝ることができなかった。素人ながら県道を補強していただければ、振動が少なくなると考えている。現在、県道は仮舗装程度であり、本復旧はいつ頃になるのか教えてほしい。
- ●他の方からも同様の問い合わせを多数いただいている。町から県央土木総合事務所へ問い合わせても住民のみなさんがお聞きになった回答と同様である。改めて、強く県に問い合わせて詳しいことがわかり次第、お知らせしたい。
- ※県道の本復旧は、町の液状化対策方針が固まった後に決まっていくため、県は仮舗装で現 状の改善ができないか検討するとのこと。
- ※県は内灘湊大橋付近の県道について、令和6年12月12日 (木) に現状改善を目的とした仮舗装工事を実施しました。
- ○周辺住民はアパートに引っ越してしまい誰もいない。寂しさと恐怖心を抱いており、少しでも本復旧を進めていただきたい。
- ●県に伝える。
- ○家が大規模半壊であり、解体を決断した。隣の家に両親もいるが、みなし仮設に住んでいる。今から80代の両親と家を新築することは難しいため、公営住宅の入居を考えている。 公営住宅入居は令和9年開始予定とのことであるが、応急仮設住宅は令和8年までの2年間の期限があり、令和9年までの1年は自分たちで部屋を借りる等の対応が必要なのか。
- ●P22で説明したとおり、応急仮設住宅の入居期限の延長を要望している。決まり次第、案内するので、お待ちいただきたい。
- ○災害公営住宅への引っ越し費用に関する補助はあるのか。これまでは出ていたのか。
- ●災害公営住宅への引っ越しの補助についてであるが、恒久的な住宅に引っ越す場合に対応 を検討しているところである。
 - ※12月補正予算にて予算措置をしました。
- ○液状化対策の実証実験を行うとのことであるが、対策不要の結果となった場合、対策は実施しないということもあり得るのか。
- ●地下水位低下工法と地盤改良工法の2つが国から示されたが、それらの工法の実証実験を 踏まえ、有効性を検討していく。町としては、実証実験によって事業を進めていきたいと 考えている。
- ○結果を見ないとやるかわからないということか。
- ●やるかやらないかの判断は実証実験の結果を踏まえて判断する。

- ○液状化対策の前に被災宅地等復旧支援事業を使って個別再建することは理解できるが、自宅周りが液状化・側方流動で境界が分からない状況であり、対策をどのようにすればよいのか。道路の高さが決まっていない状況で対策を実施して手戻りにならないのか。道路の方針が定まるまで待てばよいのか。現在、道路と敷地に段差がある家は多いが、いつまで待てば良いのか。復旧していくことはわかったが、期間が5~10年かかるとのことであるが、それまで待てということか。
- ●P14において、復興スケジュールを示させていただいており、町道については今年度の冬までに向栗崎・旭ケ丘地区も応急的な舗装工事を実施し、冬期除雪の対応に備える予定である。本格復旧に向け、町としては県道と同様に、現況の道路の状態を把握するための測量を行なっており、その後、道路境界を測量するための発注を行っていく。その時点で、実際に道路境界がどのようになっているかを把握することになる。この中で道路の高さや境界がずれていることがわかった段階で地権者等の関係者と話をして境界を確定する。各地区で順次進行中であり、地区によって遅くなるかもしれないがご協力いただきたい。
- ○それまで待てということであるか。
- ●敷地境界が確定するまでは待ってもらいたい。ご理解いただきたい。
- ○今の話の中で道路の高さの話があったが、最終的に敷地より道路が高くなる可能性もあるように感じた。先に計画している道路の高さを教えてもらうことは可能か。
- ●以前の道路の高さは示すことはできるが、将来的な道路高については、現段階では明確に 回答することはできない。
- ○自宅周辺には道路が高くなっている場所がある。自宅も逆勾配になって水が宅地に流れ込んでいる。自宅を施工した後に道路高とすり付かなければ意味がないので、より良い方法を行政で検討してもらいたい。
- ●基本的には以前の道路の高さをベースに考える方針である。被災して宅地が低くなった場合、家屋修復に向けての相談対応はとれるように考えていきたい。
- ●本日、復旧のスケジュールを示したが、町としてこのスケジュールに基づいて復旧復興を進めたい。今後とも協力をいただきたい。必要に応じて、今後も説明会を開催するので改めてご案内する。町でも個別相談を受け付けているので、適宜、お問い合わせいただきたい。